

## 試行報告書の概要

### 1 試行の主な内容

<p>(1) 第2章方式に準拠して財務書類を実際に作成する。その際、歳入・歳出明細データから公会計元帳を作成する「自動変換ツール」を試験利用し、実務利用のための条件を明らかにする。</p> <p>(2) 固定資産の洗い出しと価額算定を行うとともに、現在価額も記載した資産台帳整備（電子化）を試みる。</p> <p>(3) 作業過程を記録・整理し、経過・結果を評価し、今後明確化すべき事項や課題を明らかにする。</p>
--

### 2 対象とした会計範囲と作成した財務書類

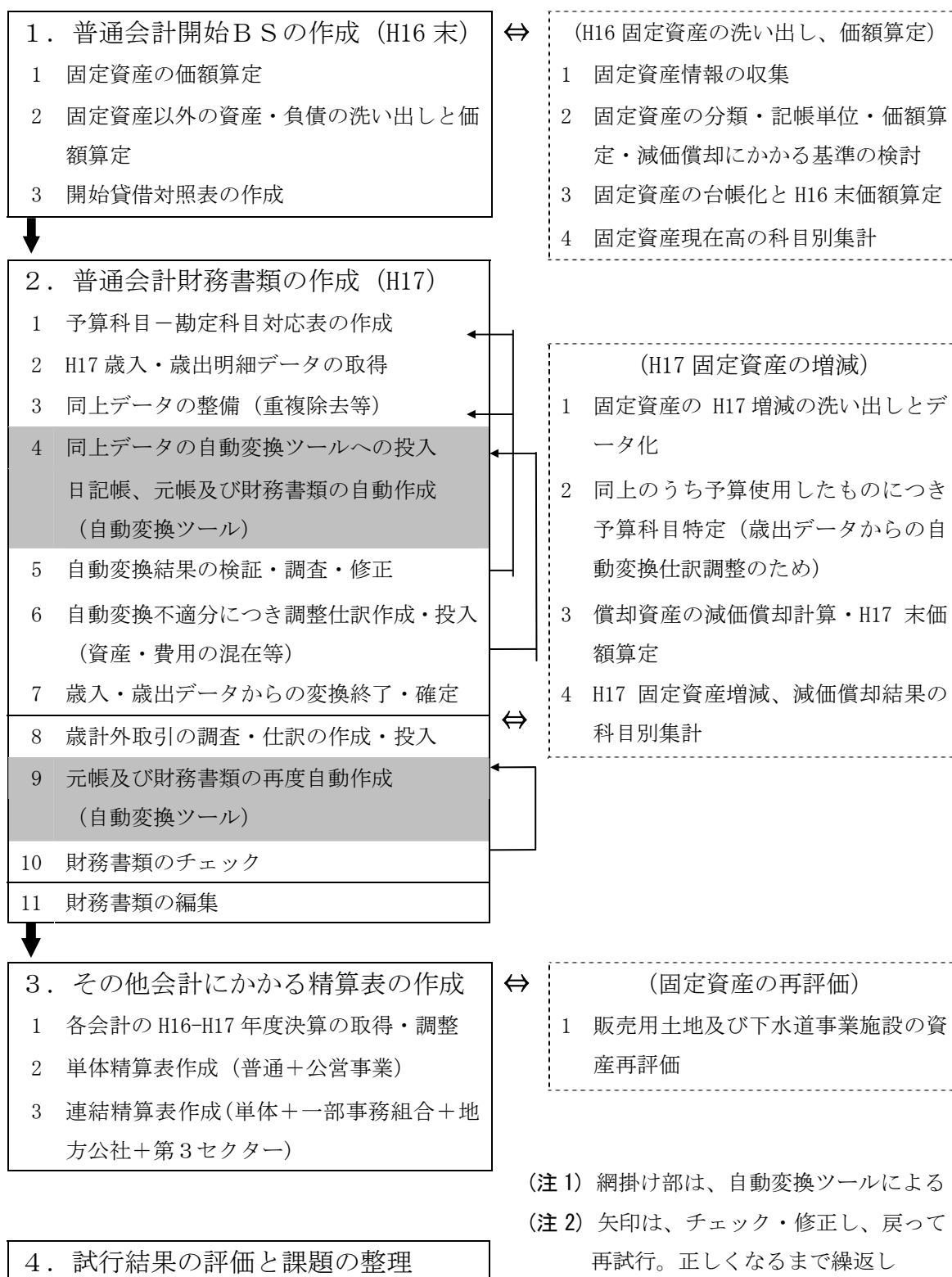
単体/連結	会 計	開始 BS	財務書類 (H17)										資産再評価 (H16 末/H17)			
			B S	P L	C F	N W M	付 属 明 細 表	精算表				注 記				
								B S	P L	C F	N W M					
単体 財務書類	普通会計 一般会計+特会(6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	全資産を個別に再評価
	公営事業会計 公営企業会計(7) 収益事業会計(1) 保険等事業 (3)	△	△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	△	▲	既存決算による。 ただし、下水道施設は施設ごとに耐用年数を設定し、また、販売用土地は再評価し、想定企業会計は対象外とした。	
連結 財務書類	一部事務組合(15)	△	△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	△	▲	既存決算による。	
	地方公社 (2)															
	第3セクター(民法法人 6、商法法人 3)															
対象外	部落有、財産区、法定外公共物(里道・水路等)															

注1) ○は元帳、資産台帳からの積上げにより作成したもの、△は既存決算書から変換して作成したもの、▲注記は解説程度。

注2) 倉敷市の会計及び連結対象団体の一覧は、参考資料-02に掲載。

注3) 国から譲与された里道等の法定外公共物については、その殆どが表示登記がなされておらず、また、数量等の把握が困難であったため、資産評価の対象外として取り扱わざるを得なかった。

### 3 試行作業全体の概要



#### 4 認識した有形固定資産

No.	科目	種類	台帳	価額	認識数	摘要
1	土地		有	一部	140,156筆 27,522,788㎡	市有地全筆
2	立木竹		有	なし	43件、165.95ha	分収林のみ
3	建物		有	一部	3,998棟 1,454,611㎡	償却未了分は3,277棟
4-1	工作物	道路	有	なし	約1万7千路線、3,315Km	道路台帳登載分。幅員別延長距離で算定。
4-2		農道	有	なし	169路線 57Km	延長距離で把握
4-3		林道	有	なし	25路線 25Km	延長距離で把握
4-4		橋りょう	有	なし	1,840箇所、27Km	
4-5		トンネル	有	なし	9箇所、2.5Km	
4-6		立体交差	有	なし	1箇所	
4-7		人工地盤	有	なし	1箇所	
4-8		公園施設	有	なし	611箇所	
4-9		水門・樋門	なし	なし	372箇所	
4-10		池沼	なし	なし	521箇所	受益面積0.5ha以上
4-11		河川	なし	なし	準用河川13 普通河川117 施工76箇所	護岸・改修・浚渫工事等
4-12		水路	なし	なし	6,593路線、1,936Km	旧2町分を除く
4-13		港湾・漁港	有	なし	12箇所	浚渫・棧橋・堤防補強等
4-14		プール	有	なし	97箇所	学校、社会教育施設
4-15		防火水槽	なし	なし	244箇所	
5-1	機械	ポンプ施設	なし	なし	67箇所	農業用揚排水ポンプは設置数不明
5-2	器具	ごみ焼却設備	有	なし	2箇所	
5-3		機械及び装置	一部	一部	59件	備品台帳・保険データ登載分
6	物品	備品	有	有	3,462件(取得50万以上)	残存価額50万以上は719件
7	建設仮勘定		なし	なし	14勘定	

このほか無形固定資産として地役権、ソフトウェアが存在し、それぞれ取得価額で計上した。

固定資産以外の資産及び債務の計上方法については、本文P75 表-64に記載している。

なお、不動産信託受益権については、資産価値の判断が本市では出来なかったため、今回は対象外として取り扱った（期間 H7.2.28～H32.3.31 過去配当実績なし）。

## 5 開始貸借対照表における有形固定資産の再調達価額算定方法について

### 再調達価額算定方法の種類

No.	方式名	内 容	備 考
1	取得価額方式	取得価額をもって再調達価額とみなす	建物についてはデフレータを使用
2	事業費方式	工事費等の直接事業費をもって再調達価額とみなす	河川・水路等
3	保険金額方式	(社) 全国市有物件災害共済会の算定方法を準用し、再調達価額を求める (建物) (社) 森林保険協会の保険金額を現在価額とする (立木竹)	
4	標準単価方式	国や県の標準的な工事費積算単価から再調達単価を求める	道路、プールなど
5	本市実績単価方式	本市の過去の工事実績 (直接事業費) から再調達単価を求める	水路、橋りょうなど
6	固定資産税評価額方式	固定資産税概要調書に記載されている、市の地目別平均単価を用いて現在単価とする。 ただし、宅地については、大字単位の宅地の平均単価を採用	土地

各資産別に、上記の方法により算定した (本文 P 19 ~ P 58)。

## 6 建設仮勘定について

供用開始前の資産について建設仮勘定を設定した。平成 17 年度末の概要は以下のとおり

	事業概要 事業本数		事業概要 事業本数		
土地関係	インフラ資産土地購入		事業用土地購入		
建物関係	学校関係	2 校舎	消防施設	1 分署	
道路関係	幹線道路	9 路線	幹線以外	測量 48 路線	工事 1 路線
都市計画	区画整理	2 地区	電線類地中化	1 地区	
公園関係	公 園	2 公園			
河 川	工 事	1 箇所			
ため池	工 事	1 箇所			
水 路	工 事	1 箇所			
漁港関係	漁 港	3 漁港			
農業基盤整備	ほ場整備	1 地区			
機械器具	消防指令センター	1 式			
	合計 28 の建設仮勘定				

## 7 自動変換ツールについて

今回使用した自動変換ツールは、従来の単式財務会計データを利用し、かつ、公会計の十分な知識がなくても、新公会計に従った処理ができることを目的として、開発されたもので、次の機能を有している。

- (1) 歳入歳出科目を勘定科目に変換するための定義機能
- (2) 従来型の歳入・歳出明細データを取込む機能
- (3) 取込データを、上記変換定義に従い、勘定科目に変換したうえ、仕訳データ即ち元帳データを自動生成し、勘定科目別に仮集計する機能
- (4) 複式仕訳直接入力機能（自動変換結果を調整するための仕訳、歳入・歳出外の非資金仕訳等を追加する機能）
- (5) 以上に基づき、4財務書類データを自動集計・作成する機能

実際に利用した場合の課題

- (1) ひとつの予算科目が複数の勘定科目にまたがる場合に対応できない。  
「委託料」「補償補填及び賠償金」「工事請負費」などが該当した。これらについては、科目設定時には主要なものに割り当て、追加修整仕訳を後で行なうこととしたが、事務処理上の作業がかなり必要となった。
- (2) その他
  - ・ 本市の財務会計システムを運用管理している担当者だけでは、出力結果の検証、仕訳変換定義の修正は不可能で、ソフトの提供だけでなく、ツール提供側の人的支援が必須であった。
  - ・ 財務会計システムのデータの持ち方が、各団体で統一されていないため、他の団体で作業経験のあるツール提供側においても、本市の投入データの理解に時間を要した。

## 8 今後の課題等について

本文第4編に詳述しているが、主なものとしては以下のとおり

- (1) 勘定科目体系の整備
  - 自動変換ツールを活用するための科目体系の整備
- (2) 連結について
  - 地方公営企業法で作成している既存BSとの整合性
- (3) 開始時価額算定
  - 再調達価額算定方法の妥当性
- (4) 今後の事務処理方法について
  - 建設仮勘定の取扱や耐用年数ごとに資産を区分することによる事務の増加

No.	項目	作業時間	作業面からの課題等
1	開始貸借対照表の作成について	<p>(1)作業方法の検討</p> <p>財政担当者 約 40 人日</p> <p>管財担当者 約 40 人日</p> <p>(2)保有資産の洗出し及び評価作業</p> <p>財政担当者</p> <p>過去の事業費の洗出し、標準単価の設定など 10 人日</p> <p>管財担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地           <ul style="list-style-type: none"> <li>データ整備及び評価 3 人日</li> </ul> </li> <li>・建物           <ul style="list-style-type: none"> <li>データ整備及び評価 3 人日</li> <li>耐用年数の設定 2 人日</li> </ul> </li> <li>・立木竹           <ul style="list-style-type: none"> <li>データ整備及び評価 1 人日</li> </ul> </li> <li>・工作物           <ul style="list-style-type: none"> <li>道路台帳からデータ収集 9 人日</li> </ul> </li> <li>・機械器具           <ul style="list-style-type: none"> <li>データ整備及び評価 3 人日</li> <li>耐用年数の設定 2 人日</li> </ul> </li> <li>・物品           <ul style="list-style-type: none"> <li>データ整備 2 人日</li> <li>耐用年数の設定 2 人日</li> </ul> </li> </ul>	<p>(1) 実際の作業と並行して行なった。作業量や作業内容などを随時、見直ししながら行なったため多くの時間を費やすこととなった。</p> <p>*外部協力者については、「自動変換ツール」初期設定作業を含め、全体として約 100 人日 程度要したとの報告を受けた。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数の設定について           <p>「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき耐用年数の設定を行なったが件数・種類が多く、その作業に時間を要した。また、名称のみでは判別できないものが多く存在したため、材質や構造の確認作業にも時間を要した。</p> <p>特に、「機械器具」については、省令では区分できないケースが多数、存在した。</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 市町村が保有している標準的な施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設（焼却場・最終処分場）、市民会館等の舞台音響設備など</li> </ul> </li> <li>※ 標準的とはいえない本市の施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>プラネタリウム、天体望遠鏡設備（備品とは言い難い大規模なもの）など</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・河川、水路、池沼の取り扱いについて           <p>護岸整備などの改修が主な事業内容であり、施設の増加を伴わないため資産台帳整備という意識がなかった。工事の内容について、コンクリート造、石造、鋼矢板、土造の補強など耐用年数の異なるものがあり、更に、浚渫工事も多く存在することがわかったが、過去の事業内容を網羅することは時間的に困難であった。</p> </li> </ul>

## 試行報告書補足資料

No.	項 目	作 業 時 間	作業面からの課題等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各所管部署への照会・確認 公有財産台帳・保険データを送付し、確認を依頼(約 2 週間) 耐用年数を設定するにあたり、材質・規格等を確認</li> </ul> <p style="text-align: right;">5 人日</p> <p>&lt; 保有資産の把握 &gt; 公有財産台帳の整備状況如何によるが、本市では、公有財産台帳に加えて道路台帳などの法定台帳、公共施設状況調査、保険データ、「決算に関する主要な施策の説明書」及び各所管部署が作成している「施設概要」などを利用した。</p> <p>*なお、保有する資産の数量やデータの整備状況により、団体によってかなり作業時間が異なるものと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合施設の取り扱いについて 耐用年数の異なる施設の工事費を一括発注した場合、区分をすることが難しい（設計書から按分するなどの作業が必要となり、当初、一部試みたが膨大な作業時間が必要となるため断念した）。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設（建物・電気機械設備）</li> <li>屋内プール（建物・プール本体・電気機械設備）</li> <li>公 園（植栽・遊具・園路整備・便所など）</li> <li>河川・水路等（護岸改修・浚渫）</li> <li>など</li> </ul> <p>※他団体で実施するうえで予想される課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地について 道路など「財産に関する調書」に記載を要さないものについて、面積・地番等を把握しているかどうか。開始BSの作成にあたっては、実際の面積とは異なるが道路台帳など客観性のあるものを活用し、今後、判明の都度、修正を加えていく方法も可能と思われる。</li> <li>・ 過去の取得価額や事業費をどこまで拾えるか。 今回の試行では、資産台帳整備を念頭に置いて取り組んだため、可能な限り施工箇所ごとの工事費を洗い出した。ただし、他の団体ではどこまで対応可能か不明であり、こうした場合は決算統計の数値を活用する方法に依らざるを得ないと思われる。</li> <li>・ 財産管理部署の協力 従来のBSは財政部門だけで作成可能であったが、資産台帳との連携を図る基準モデルでは財産管理部署の協力が不可欠であり、むしろ、作業的にはこちらの負担の方が大きいのではないかとと思われる。</li> </ul>

## 試行報告書補足資料

No.	項目	作業時間	作業面からの課題等
2	平成17年度の フローについて (普通会計)	<p>(1)公有財産台帳とフローデータの突合            財政担当者            ・資産台帳の直接的な増加とならない            改修費や撤去費の洗出し 5人日            管財担当者            ・担当部署からの公有財産台帳記載の            報告と歳出執行データの突合 3人日            ・担当部署からの公有財産台帳記載の            報告と寄付採納報告との突合 3人日            ・開始貸借対照表で土地の評価額を算            定したことによる、売却分の売却損            益の算定 3人日</p> <p>(2)新台帳への登録</p> <p>(3) 4表の作成            財政担当者            ・「自動変換ツール」に対応した科目設定            3人日            ・4表の作成 4人日</p> <p>電算担当者            ・財務会計システムデータの提供 2人日            ・財務会計システムデータの変換チェック 3人日</p>	<p>(1) 現在の本市の公有財産台帳は財務会計システムと連携しておらず、担当部署からの報告のみに基づいて作成している。今回、平成17年度分について突合したところ、報告漏れが少なからず発見された。このため、過去のものについても再度、担当部署に確認を行なったが、全て漏れなく計上できているかどうか疑問である。</p> <p>(2) 今回の試行では実施していないが、今後、台帳整備した場合にはかなりの作業量が見込まれる。</p> <p>(3)            ・「自動変換ツール」の検証を行なう必要があること、及び科目が基準モデルと一致していなかったため、手作業で作成した。特に、NWMについては、基準モデルの趣旨に合致した内容となっているかどうか疑問であった。            ・決算整理仕訳をするためには、ある程度の複式簿記の知識を習得する必要がある。            ・本市側では「自動変換ツール」側の作業内容が不明であった。</p>



## 試 行 報 告 書 補 足 資 料

	項 目	作 業 時 間	作 業 面 か ら の 課 題 等
3	連結財務諸表の作成について	<p>(1) 4表の作成 20人日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計、企業会計、一部事務組合、外郭団体について基準モデルで示された科目での作成</li> <li>・相殺消去項目の洗出し</li> </ul>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結バランスシートについては、平成17年度に示された試行モデルをベースとして作成した。その他の財務諸表については、具体的な取り扱い方法がなかったため、今回の試行では、本市で仮決めして作成することとした。特に、企業会計や外郭団体など複式簿記で経理している団体についてもCFやNWMについては作成していないため、新たに作成せざるを得なかった。</li> <li>・民法法人については、損益計算書を作成していないため、収支計算書及び正味財産増減計算書から行政コスト計算書を作成せざるを得なかった。</li> <li>・基準モデルに示された科目に置き換えて作成したため、作業時間が非常に多くなった。しかも、科目の設定が異なるため、総額は把握できるものの科目ごとの金額については厳密な区分ができないものがあった。</li> <li>・相殺消去すべき項目について、各団体に共通した事項については、標準化することが必要と思われる。  <div style="margin-left: 20px;">                     具体例                      普通会計 : 消火栓設置負担金(負担金 PL)                      水道事業 : 消火栓設置(資産形成 BS)                      など                 </div> </li> <li>・複式簿記に関する知識が不可欠であり、相当の作業量が必要であった。</li> </ul>

## 試 行 報 告 書 補 足 資 料

No.	項 目	作 業 面 か ら の 課 題 等
4	今後の運用について	<p>(1) 資産関係について</p> <p>&lt;台帳整備の精度と作業時間の増加をどのように調整するか&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の取得価額に含める経費の範囲をどうするか（補償費、測量費、人件費、事務費など）</li> <li>・異なる耐用年数が混在する施設について総合償却をどこまで認めるか。</li> <li>・資産の直接的増加につながらない改修費の取り扱い（決算統計の普通建設事業費との整合性）</li> <li>・建設仮勘定として整理する範囲をどこまでにするか。</li> <li>・今後の公有財産台帳のあり方（今回検討した資産台帳との整合性）</li> </ul> <p>&lt;購入・譲渡以外で取得した資産の取り扱いについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画整理事業など</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">公共用地を買収ではなく換地によって生み出すため、移転補償費のみ発生し用地購入費は基本的には発生しない。</p> <p>&lt;含み損の取り扱いについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の地価下落により土地開発基金や土地開発公社の含み損が見込まれるが、この取り扱いをどうするか。</li> </ul> <p>&lt;売却可能資産の取扱について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用資産について行政財産と普通財産の区分を行い、普通財産の中に売却可能資産の科目を別建て計上するとともに、これらについては現実的な時価相当額を記載することが望ましいと思われた。</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">本市の普通財産の主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸 地</li> <li>・山 林</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">売却可能であるが、売却見込価額が測量費などの経費に見合わない。また、売却先も殆どない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売却可能資産</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">本市では、売却可能となった場合、原則として鑑定評価を行なっているが、今回の試行では、固定資産評価額で計上した。なお、最近の事例では鑑定評価額が路線価額を下回る場合があった。</p> <p>(2)財務諸表について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細なマニュアルの整備及び外部の専門家による検証が必要と思われる。</li> </ul>

「地方公共団体財務書類にかかる基準モデル」による  
財務書類作成の試行に関する報告書

【 本 文 】

平成 18 年 12 月 27 日

倉 敷 市

## 要 旨

1. 本報告書は、平成18年5月発表の新地方公会計制度の第2章方式に準拠して、財務書類作成を試行した経過報告である。

2. 既に平成12年3月以来、総務省では、順次、バランスシート、行政コスト計算書、連結バランスシート作成の基準を示し、当市でもこれらを作成してきたところであるが、今回の新制度第2章方式は、最近の公会計理論の進展、国や民間企業の会計基準の動向を反映し、次の点で従来とは大きく異なる特徴がある。

- (1) 作成すべき財務書類として、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表体系が定められたこと。
- (2) 財務書類は、歳入歳出決算書（集計）を組替えて作成するのではなく、発生主義に基づき、個々の取引明細を仕訳して作成すべきこと。
- (3) 固定資産については、網羅的に存在・増減・異動を把握し、価格の公正な再評価を行うべきこと。

3. 新制度の基本的枠組みは定められたが、各地方公共団体がこれを実際に行う上での具体的な実務基準の整備は、今後の課題とされている。また、新制度に適した財務会計システムや公有財産台帳システムの整備も課題となる。

こうした背景から、今回の試行の趣旨は、以下の点にあったと理解される。

- (1) 第2章方式に準拠して財務書類を実際に作成する。その際、歳入・歳出明細データを基に総勘定元帳と財務書類を作成する「自動変換ツール」を試験利用し、このような方式の実用上の条件を明らかにする。
- (2) 保有固定資産の洗い出しと価額算定を行うとともに、現在価額が記載された資産台帳整備（電子化）を試みる。
- (3) これらの作業過程を記録・整理し、今後明確化すべき事項や課題を明らかにする。

4. こうした作業を、当市が先駆けて行うことは、大変な重責であったが、財政及び財産管理部門を中心に臨時の専任チームを編成し、外部専門家の支援のもと、4ヶ月にわたる手探りの試行錯誤の末、ようやく本報告に漕ぎ着けることができた。

この間、本試行の趣旨から、できるだけ地方公共団体全般に適用できる標準的な方法を心がけたが、判断のつきかねる箇所も少なからずあり、随時、独自に基準・方法を仮決めして作業を行った。

5. 試行作業の概要は、次のとおりである。

(1) 第2章方式に準拠した財務書類の作成は、普通会計については概ね遂行できたものと考えている。

この過程で試験利用した「自動変換ツール」は、現状では、新地方公会計制度向けの科目や科目解釈の定義づけが一部未整備であったため、これらを補強し、仮決めしつつ試行・検証し、結果を得たが、こうした点が改良・整備されれば、ツールとして極めて有効と思われる。

なお、連結財務諸表については、作業期間の関係もあり、十分な作業にまで至らなかった。

(2) 固定資産の洗い出しは、既存の台帳にとどまらず、可能な限り網羅的に行い、電子化した。ただし、道路、河川、用水路など、個別資産の特定・価額算定が難しいものがあり、ある程度一括した。

それらの価額算定にあたっては、標準単価設定や、耐用年数など、いくつかの独自基準を設けて実施したが、一応、公正と考える現在価額が記載された資産データを整備することができた。

ただし、これら資産データは、エクセル形式で保存しているのみで、今後とも継続して運用できる状態迄には至っていない。

(3) 以上の作業過程は、今後の実務基準整備、システム化の参考となりうるよう、できる限り詳細に記録・整理した。その意味で、本報告は、仮決めで行った作業の経過記録であり、すべてが、今後の検討対象・材料とすることができる。

6. 報告書は、本文、別冊1（作成した財務書類）、別冊2（作業過程の具体的資料）の3部構成としている。

本報告書が、今後の実務指針策定等において、いささかでも参考材料になれば幸いです。

平成18年12月

## ( 本 文 目 次 )

### 第 1 編 序 説

第 1 章 本試行の趣旨	1
1. 1 新地方公会計制度	
1. 2 本試行の目的・趣旨	
1. 3 試行作業の要件	
第 2 章 試行の体制と期間	3
第 3 章 試行において作成した財務書類と会計の範囲	3
3. 1 対象年度と開始貸借対照表	
3. 2 作成した財務書類と会計の範囲	
第 4 章 試行作業全体の概要	6

### 第 2 編 有形固定資産関係試行経過

第 1 章 開始貸借対照表作成時の共通事項	7
1. 1 認識した有形固定資産	
1. 2 算定対象から除外した資産	
1. 3 資産の価額算定・記帳の単位	
1. 4 事業用資産とインフラ資産の分類	
1. 5 償却資産の分類と耐用年数	
1. 6 現在価額算定方法の種類	
1. 7 主要な資産の現在価額算定方法の概要	
1. 8 開始時資産の主要な記録項目	
第 2 章 開始時各資産の価額算定・台帳化の詳細	19
2. 1 土 地	
2. 2 立木竹	
2. 3 建 物	
2. 4 工作物—道路（農道・林道含む）	
2. 5 工作物—橋梁	
2. 6 工作物—トンネル	
2. 7 工作物—立体交差及び人工地盤	
2. 8 工作物—公園施設	

- 2. 9 工作物－水門・樋門
- 2. 10 工作物－池沼
- 2. 11 工作物－河川
- 2. 12 工作物－水路
- 2. 13 工作物－漁港・港湾
- 2. 14 工作物－プール
- 2. 15 工作物－防火水槽
- 2. 16 機械器具－ごみ焼却設備・ポンプ設備・その他の機械器具
- 2. 17 物 品

第3章 開始時建設仮勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

- 3. 1 建設仮勘定の概要
- 3. 2 建設仮勘定に含めた費目
- 3. 3 建設仮勘定の洗い出し
- 3. 4 建設仮勘定の事業数
- 3. 5 建設仮勘定の算定結果

第4章 固定資産の増減・異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

- 4. 1 試行の概要
- 4. 2 資産ごとの増減の整理方法

### 第3編 財務書類作成試行経過

第1章 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

- 1. 1 倉敷市の歳入・歳出予算科目体系
- 1. 2 勘定科目
- 1. 3 自動変換ツールの機能と検証すべき事項

第2章 開始貸借対照表の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

- 2. 1 固定資産以外の資産及び債務の洗い出し
- 2. 2 開始貸借対照表の作成

第3章 歳入・歳出データから公会計仕訳への変換・・・・・・・・・・・・ 76

- 3. 1 予算科目から公会計勘定科目への変換定義
- 3. 2 歳入・歳出データの取得とツールへの投入

3. 3	自動変換による元帳データ作成と仮集計	
3. 4	現金ベースでの変換チェック	
第4章	決算整理仕訳	77
4. 1	調整仕訳	
4. 2	決算整理仕訳とその投入	
4. 3	自動集計結果とチェック	
第5章	連結決算	78

## 第4編 試行における課題

第1章	勘定科目体系と仕訳について	79
1. 1	勘定科目体系の整備について	
1. 2	歳入・歳出科目と勘定科目との対応について	
1. 3	仕訳一覧の整備について	
第2章	連結について	80
2. 1	地方公営企業法の財務規定を適用する事業の取扱いについて	
2. 2	一部事務組合の取扱いについて	
2. 3	施設の評価について	
2. 4	棚卸資産（販売目的用土地）の評価について	
2. 5	土地開発公社について	
2. 6	連結PLについて	
2. 7	耐用年数の設定について	
2. 8	評価損の取扱いについて	
第3章	固定資産額の算定と増減処理について	81
3. 1	総括的事項	
3. 2	開始時の資産価額算定について	
3. 3	資産の増減について	
3. 4	今後の課題について	
3. 5	他の地公体で実施していくうえでの課題	



第4章 第2章方式と現行決算統計との比較について	86
4.1 科目体系の相違について	
4.2 現行総務省方式のバランスシートとの比較	
第5章 本試行に用いたツールについて	87
5.1 総括的事項	
5.2 特別会計（企業会計を除く）への適用について	
5.3 企業会計への適用について	

## 【巻末】

（付1）倉敷市新公会計制度研究会設置要綱	88
（付2）本試行に参加した外部協力者	90

---

別冊1 平成17年度倉敷市財務書類（試行）

別冊2 倉敷市財務書類作成試行にかかる参考資料

## 【本文掲載表】

### 第1編

表-1 試行の実施体制

表-2 対象とした会計範囲と作成した財務書類

表-3 試行作業全体の流れ

### 第2編

表-4 認識した資産の概要

表-5 インフラ資産と事業用資産の区分

表-6 地方公共団体に固有の施設の耐用年数

表-7 再調達価額算定方法の種類

表-8 開始時資産価額算定における主要項目

表-9 開始時資産価額算定に使用した主要な区分マスタ、単価表

表-10 土地-現行台帳の主要記載項目

表-11 土地-単価表のイメージ

表-12 土地-開始時価額算定用リストの項目

表-13 土地-開始時価額算定結果

表-14 立木-現行台帳の主要記載項目

表-15 立木-単価表

表-16 立木-開始時価額算定用リストの主要項目

表-17 立木-開始時価額算定結果

表-18 建物-現行台帳の主要記載項目

表-19 建物-開始時価額算定用リストの主要項目

表-20 建物-開始時価額算定結果

表-21. 1 道路-現行台帳の主要記載項目

表-21. 2 農道-現行台帳の主要記載項目

表-21. 3 林道-現行台帳の主要記載項目

表-22 道路-単価表

表-23 道路-開始時価額算定用リストの主要項目

表-24 道路-開始時価額算出フロー

表-25 道路-開始時価額算定結果

表-26 橋梁-現行台帳の主要記載項目

表-27 橋梁-標準単価

表-28 橋梁-開始時価額算定用の主要項目

表-29 橋梁-開始時価額算定結果

表-30 トンネル-現行台帳の主要記載項目

表-31 トンネル-標準単価

<u>表-3.2</u>	<u>トンネルー開始時価額算定用の主要項目</u>
<u>表-3.3</u>	<u>トンネルー開始時価額算定結果</u>
<u>表-3.4</u>	<u>立体交差及び人工地盤ー開始時価額算定用の主要項目</u>
<u>表-3.5</u>	<u>立体交差及び人工地盤ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-3.6</u>	<u>公園ー現行台帳の主要記載項目</u>
<u>表-3.7</u>	<u>公園ー開始時価額算定用の主要項目</u>
<u>表-3.8</u>	<u>公園ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-3.9</u>	<u>水門・樋門ー開始時価額算定用の主要項目</u>
<u>表-4.0</u>	<u>水門・樋門ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-4.1</u>	<u>池沼ー開始時価額算定用の主要項目</u>
<u>表-4.2</u>	<u>池沼ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-4.3</u>	<u>河川ー開始時価額算定用の主要項目</u>
<u>表-4.4</u>	<u>河川ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-4.5</u>	<u>水路ー標準単価</u>
<u>表-4.6</u>	<u>水路ー開始時価額算定用の主要項目</u>
<u>表-4.7</u>	<u>水路ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-4.8</u>	<u>漁港・港湾ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-4.9</u>	<u>プールー標準単価</u>
<u>表-5.0</u>	<u>プールー開始時価額算定結果</u>
<u>表-5.1</u>	<u>防火水槽ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-5.2</u>	<u>機械器具ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-5.3</u>	<u>物品ー現行台帳の主要記載項目</u>
<u>表-5.4</u>	<u>物品ー開始時価額算定結果</u>
<u>表-5.5</u>	<u>建設仮勘定に含めた費目</u>
<u>表-5.6</u>	<u>建設仮勘定の事業分野と事業数</u>
<u>表-5.7</u>	<u>開始時建設仮勘定の事例</u>
<u>表-5.8</u>	<u>建設仮勘定ー開始時残高</u>
<u>表-5.9</u>	<u>平成17年度事業用資産増減総括表</u>
<u>表-6.0</u>	<u>平成17年度事業用資産増減明細表</u>
<u>表-6.1</u>	<u>平成17年度インフラ資産増減総括表</u>
<u>表-6.2</u>	<u>平成17年度インフラ資産増減明細表</u>
<u>表-6.3</u>	<u>固定資産の増減要因と計上額</u>
第3編	
<u>表-6.4</u>	<u>固定資産以外の資産及び債務の洗い出し</u>
<u>表-6.5</u>	<u>総務省方式と第2章方式との比較（普通会計）</u>